

令和4年度第1回文化財保護委員会議事録

1. 日時・場所

令和4年8月9日（火） 午後2時～午後3時50分 知立市図書館 視聴覚室

2. 出席者

杉浦茂（委員長）、杉浦五一、鷹巣純、藤井智鶴、杉浦卓次、杉野丞、鬼頭秀明（以上委員）

渡邊幹男（天然記念物助言者）

宇野教育長、寺田教育部長、中野課長、近藤課長補佐、糟屋、木全

3. 議題

- (1) 令和3年度事業報告について
- (2) 令和4年度事業計画（案）について
- (3) 松並木の県指定文化財の指定に向けての調査について
- (4) 松並木における害虫被害及び土木工事について
- (5) 西中貝塚及びイタビカズラ自生地における開発行為について

4. 報告事項

- (1) 新規市指定文化財候補について

5. その他

- (1) 企画展「よみがえる地下の知立展」（会期7/23～9/4）のお知らせ

<議事内容>

1. あいさつ

2. 新任委員の紹介及び委員長の選出

事務局：委員の皆様には、この度、文化財保護委員をお引き受けいただき誠にありがとうございます。令和6年3月31日までの任期となっておりますので、よろしく願いいたします。そして、令和4年6月1日付けで、新たに委員として民俗芸能研究者であります鬼頭秀明先生にご就任いただくこととなりました。また、今年度より市史編さん係を文化振興係に統合し、文化振興の促進に向けて専門職である学芸員を2名採用したことをご報告いたします。

それでは、議事に入る前に、知立市文化財保護規則第2条により委員の皆様

互選で委員長を決めていただきたいと思います。推薦がございましたらよろしくお願いたします。

委員：昨年度に引き続き、杉浦茂委員を委員長に推薦します。

事務局：他に意見はございませんか。

委員：(全委員意見なし)

事務局：それでは、杉浦茂委員に委員長にご就任いただくことで賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員：(全委員挙手)

事務局：ありがとうございます。続きまして職務代理につきましては、杉浦委員長よりどなたかをご指名いただきたいと思います。

委員長：職務代理は、杉浦五一委員にお願いしたいと思いますのでお願いします。

事務局：それでは議事に入らせていただきます。ここからは、杉浦委員長に議事の進行をお願いいたします。

3. 議題

議題（1）令和3年度事業報告と議題（2）令和4年度事業計画（案）について【資料1・資料2】

委員長：それでは議題（1）、議題（2）について事務局より説明をお願いします。

事務局：(資料1・2に基づき説明する)

委員：「令和3年度主要事業実績」（資料1）の土器作り講座が決算額0円というのはどういうことでしょうか。材料費などは一切ないのですか。

事務局：野焼き粘土を購入するのですが、令和2年度が新型コロナウイルス感染症の関係で2回中1回しか開催していません。粘土の在庫がまだあったので、令和3年度は購入する必要がありませんでした。

議題（3）松並木の県指定文化財の指定に向けての調査について【資料3】

委員長：それでは議題（3）について事務局より説明をお願いします。

事務局：(資料3に基づき説明する)

助言者：(松並木の遺伝子解析調査の現状及び県指定に向けて説明する)

委員：活用というお話が出てきましたが、講演会や説明会などがそれにあたるのですか。文化協会が松並木でイベントを行うのは別なのでしょうか。

助言者：松に対しての直接の説明やそれに関する活用をしてほしいです。イベントを行うときに松並木を説明するコーナーを作ったり、落ちた松ぼっくりを活用したりするのも一つの手です。江戸時代からの松の子孫がそこに残り並木を形成している状態が維持されていることが大切です。

委員：東側の小さい松は伊勢湾台風後の昭和44年頃に植えました。西側は古い松だ

と思います。その古い松の種を使って松並木を復元することは貴重です。また、遊歩道が並行しているので、他の地域よりも活用できることが多いです。

助言者：御油や藤川に比べて知立の場合は松が密植しています。もう少し間引かないとある程度のサイズにならない可能性があります。3分の2から半分の量で枝ぶりがいい形の方がいいです。密度効果で下で根がぶつかって枯れてきたり、弱ってきたりしてしまうこともあります。

委員：クロマツという一つの枠組みがあり、それが遺伝子によってさらに細分化、分類されるというのは、学術的にはかなり一般的な状況なのではないでしょうか。今回の遺伝子の説明は非常に説得力があり、一系統のものの子孫を残していくという意見には賛成です。

助言者：樹木の場合はほとんどそれで行われています。ミカワクロマツは昔からありますが、それがどのような遺伝子なのかの調査はほとんどされていませんでした。盆栽から採った遺伝子や御油を前提に考えると、先程説明したようなものがミカワクロマツのもののタイプであり、それが江戸時代に植えられたのではないかと推定されます。特に樹木の場合には地域の固有性があり、そのようなものを大事にしていくというのが方法です。

委員：他の遺伝子が入っていることに対する評価は学術的にどのように判断されるのでしょうか。

助言者：そこまでは特にはないです。直系のものがある程度推定できる限りにおいては、それを残して維持管理をしていくということです。樹木などの場合、その樹木が枯れれば指定解除になるのですが、今は国の考え方としてもその樹木の子孫がそこに残っていれば、それを指定として残していくという方向性があります。

委員：最終的に、御油、藤川と組み合わせて国の名勝にならないかということでしたが、名勝の場合は景観としての問題も出てくるのでしょうか。

助言者：旧東海道の三河地域にある松並木で、それなりに並木として残っているという景観、遺伝子解析で昔ながらの遺伝子が残っている、そのような方向に保全・保存もしていくということが整っている、江戸時代のそのままの姿に戻していくということも含めての名勝です。あとは活用です。

委員：知立の松並木には道路標識がありますが、標識などを整えていくこともその問題に絡んでくるのでしょうか。

助言者：絡んでくると思います。全体としての統一性を持って名勝として出していくこととなります。

委員長：他に意見はないようですので、本件の今後の進め方につきましては、渡邊先生及び事務局より説明があったとおりでよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いします。

委員：(全委員挙手)

議題（４）松並木における害虫被害及び土木工事について 【資料４】

委員長：それでは議題（４）について事務局より説明をお願いします。

事務局：（資料４に基づき説明する）

委員：市道なのでもし倒木した場合は被害が出ます。この位置は伊勢湾台風後に植えた松になるので、危険を回避するには早く手を打つしかないと思います。

委員長：渡邊先生のお考えをお教えてください。

助言者：この松はまだ遺伝子解析調査をしていませんが、古い遺伝子を持つ松は他にもあります。例えこの松が古い遺伝子の型を持っていたとしても、この状況で維持するのは大変ですので、伐採していく方向でいいと思います。今後のこのようなことが出てくると思います。そのときにはなるべく早期に伐採をしていくことを考え、あとは苗木を作り間隔をあけて植えていけば問題ないと思います。

委員長：土木工事で松の根を切断する場合に、人力のノコギリと重機では根へのダメージは違うのでしょうか。

助言者：かなり違います。重機で行えば周りを全部痛めます。

委員長：他に意見はないようですので、本件の今後の対応につきましては、事務局より説明があったとおりでよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いします。

委員：（全委員挙手）

議題（５）西中貝塚及びイタビカズラ自生地における開発行為について 【資料５】

委員長：それでは議題（５）について事務局より説明をお願いします。

事務局：（資料５に基づき説明する）

委員長：イタビカズラが指定になった経緯を事務局はつかんでおられますか。

事務局：細かいところは不明ですが、『知立の植物』が出版されており、それにもなる調査・所見により指定したのではないかと思います。

委員長：渡邊先生はイタビカズラについてどのようにお考えですか。

助言者：西中貝塚指定後にイタビカズラが指定されていることを考えると、貝塚にこの植物が残っていることの付加価値ではないかと思います。

委員：まず遺跡の範囲がどこまで広がっているのかの基礎調査を行い、周辺の開発を含めてこの遺跡をどうするかを考えた方がいいと思います。

委員長：事務局からトレンチで調査するという案が出ていますが、その結果でまた今後考えていくという意味合いでしょうか。

事務局：そうです。調査の結果によって対応も変わってくると思っています。

委員：市として買い上げることができないのなら遺跡がなくなるとを前提に考えるとともに、文化財保護として何ができるかも考えていただきたいです。

委員：指定文化財はなくなっても問題ないのでしょうか。

委員：行政が買い上げて保護するしかないと思いますが、予算的にできないとなると、発掘を行って記録保存することしかないのではないのでしょうか。

事務局：市の指定史跡の現状を変更する場合は、現状変更届を教育委員会に提出して許可を受けなければならないと条例にあります。

委員：これまでに範囲等の調査は一切されていないのですか。

委員長：詳細な調査を行っていません。

委員：知立町時代に指定した文化財で、特に考古的なものの見直しを行った方がいいのではないかと思います。

助言者：文化財の立場は保全や保存が重視されますが、所有者にとっては代替わりすると関係ありません。それをあまりきつくしぼっていくと文化財の指定はできなくなります。それで愛知県としては、登録文化財を重視しています。そうしないと、どこにどのような文化財があるかがわからないうちに消えてしまいます。

委員：イタビカズラはどのように対応したらいいのでしょうか。

事務局：当時の指定申請書をみると、西中貝塚所在地限定での指定ではありません。また、『知立の植物』でも西中神明社に所在していることが記されていますので、現在でも神明社に自生している可能性があります。開発行為後すぐにイタビカズラの指定を解除するのではなく、周りを調査することやまたそこから生えてくる可能性もあるので今後の対応には検討が必要です。

委員長：西中貝塚及びイラビカズラはもう少し調査が必要です。本件の今後の対応につきましては、事務局より説明があったとおりでよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いします。

委員：(全委員挙手)

4. 報告事項

(1) 新規市指定文化財候補について 【資料6】

委員長：それでは報告事項(1)について事務局より報告をお願いします。

事務局：(資料6に基づき報告する)

5. その他

(1) 企画展「よみがえる地下の知立展」(会期7/23~9/4)のお知らせ

委員長：それではその他(1)について事務局より案内をお願いします。

事務局：(案内をする)

(午後3時50分閉会)